平成28年度独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構調達等合理化計画の自己評価結果
（評価対象期間：平成28年4月1日～平成29年3月31日）

平成29年6月30日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

①調達等合理化計画で記載した事項	②実施した取組内容	③取組の効果	④実施において明らかとなった課題等	目標の達成状況	⑤今後の対応
1．重点的に取り組む分野 （1）競争性のある契約の調達 〇 二か年連続一者応札・応募となった案件について、「改善の余地があるもの」と「改善が困難と思料されるもの」に分類し、「改善の余地がある」と思料されるものについて、特に重点的に取り組み一者応札・応募の改善を図っていく必要があり、具体的には、一者応札・応募が連続している事案については、次回調達前に本部において事前点検を実施の上、必要な改善措置を講じていくこととする。 **【評価指標：競争性のある調達について、平成28年度の調達のうち一者応札・応募の件数を機構の第3期中期計画の初年度である平成25年度の一者・応札件数の割合（19.0%）と比較して低減を図る。】**	〇一者応札・応募が連続している事案については、本部において事前点検を実施し、調達時期の早期化、充分な履行期間の確保、業者の新規開拓などの必要な改善措置を講じた。	〇二か年連続一者応札・応募となっていた案件のうち除雪作業2件、施設現況調査1件において、一者応札・応募の改善が図られたこと。	〇平成28年度に一者応札等となった案件のうち二か年連続一者応札・応募となった案件については、14．3%(40/279件)、「改善の余地があるもの」は、4．7%（13/279件）であったこと。 なお、二カ年連続一者応札・応募とはならなかったが、平成28年度に一者応札等となった案件のうち最も件数割合が高かったのは訓練用機器の購入で、32．6%（91/279件）であったこと。	〇平成28年度の一者応札・応募の件数の割合は、18．8%（279／1,487件）となり目標を0．2ポイント下回り達成したこと。	〇一者応札・応募件数の割合19．0%以下となるよう取り組む。 二か年連続一者応札・応募となった案件については、引き続き「改善の余地があるもの」について調達時期の早期化、充分な履行期間の確保、業者の新規開拓等に取り組む。 平成28年度に一者応札等となった案件のうち最も件数割合が高かった訓練用機器の購入について、計画的な調達の取り組みを実施し、重点的に一者応札等の改善を図ることとする。
2．調達に関するガバナンスの徹底 （1）随意契約に関する内部統制の確立 〇随意契約を締結することとなる案件であって、契約相手方が明らかに一に限定されている随意契約を除き、随意契約を締結することとなる案件については、事前に機構本部内に設置された随意契約検証チームにおいて、引き続き事前点検を実施する。	〇随意契約検証チームにより機構の会計規程における「随意契約によることのできる事由」との整合性などの観点から、随意契約協議書の内容が適切であるか事前点検を実施した。	〇今回点検した55件は、すべて適正であると認められた。	〇随意契約に関する内部統制に資するため、今後も随意契約検証チームによる事前点検の取組が引き続き重要であること。	〇平成28年度の随意契約検証チームによる点検件数は、55件実施した。その内訳は以下のとおりであること。 随意契約検証チームによる点検件数合計55件 【内訳】 平成28年度契約分 45件 平成29年度契約 予定分　10件	〇随意契約に関する内部統制に資するため随意契約検証チームによる事前点検を引き続き実施する。
〇より適正な価格での調達となるように見積内容を精査するなどし、価格交渉の検討を行うこととする。 **【評価指標：随意契約検証チームによる点検を実施したか。】**	〇契約相手方が明らかに一に限定される随意契約を除く随意契約事前協議の対象となる調達について、より適正な価格での調達となるよう見積内容を精査するなどし価格交渉の検討を行い、一部の調達においては、試行的に価格交渉を実施した。	〇試行的に価格交渉を実施した結果、一部調達において当初見積額から削減効果（13．5百万円）があったこと。	〇価格交渉を行う際、見積金額における費用毎の積算構造を把握することが重要であることがわかった。	〇価格交渉の検討を行い、一部の調達においては、試行的に価格交渉を実施した。 価格交渉を実施した22件のうち4件について当初見積額から4件合計で、13．5百万円の削減効果が得られた。	〇随意契約事前協議対象となる調達については、価格交渉を行うこととする。 また見積金額における費用毎の積算構造の把握に努めるため原則として契約時に積算内訳書の提出の義務づけなどを行う。
（2）適正な契約手続きのための取組 自主点検マニュアルにおいて定められた事項を実施しているかを確認するために、各支部等における調達予定案件の中から一部の案件を抽出し、その内容を本部で確認を行ったか。 **【評価指標：自主点検マニュアルにおいて、定められた事項を実施しているかを確認するために、各支部等における調達予定案件の中から一部の案件を抽出し、その内容を本部で確認を実施する。】**	〇自主点検マニュアルにおいて、定められた事項を実施しているかを確認するために、各支部等における調達予定案件の中から一部の案件を抽出（20支部等）し、その内容を本部で確認した。	〇適正な調達事務の推進が図られた。	〇抽出した案件については、概ね適正であったが、改善指導を行った点もあることから引き続き契約手続の一層の適正化を図るために継続的かつ計画的に抽出点検を実施する必要があること。	〇平成28年度に抽出した契約は20支部等であり、該当調達に係る点検結果は、全て適正であったこと。	〇契約手続の一層の適正化を推進するため、自主点検マニュアルに定められた事項を確認するために、各支部等における調達予定案件の中から本部において一部を抽出し、その内容の確認を実施していくこととする。（20支部等）